

パブリックコメントで提出された意見と市の考え方

「鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例（案）」に対するパブリックコメントで提出されたご意見とそれに対する市の考え方を以下のとおり整理しました。

【提出されたご意見（※意見は原文のまま掲載）】	【市の考え方】
<p>第17 事業の廃止</p> <p>2 事業者は、事業廃止後の当該事業場を自然環境等の保全及び災害防止措置を行わなければならない。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者が、設置場の太陽光設備を撤去した後に、適切な状態に土地を戻してもらうため <p>第16</p> <p>1項、2項ともに冒頭「事業者及び管理者」としてはどうでしょうか。</p> <p>【制度導入のご提案】</p> <p>①環境保全協力金</p> <p>ある一定の規模の太陽光発電は、自然エネルギーというより商業（ビジネス）エネルギーと考えられます。消費者も再エネ賦課金を徴収されているのは、再エネを促進するためでもあることから、「鹿島市ゼロカーボンシティ宣言」に寄与してもらうための協力金を徴収する制度はいかがでしょうか？</p> <p>面積に応じた定額制 or 売上高の%制 など</p>	<p>第17条</p> <p>ご意見を受けて「事業区域に係る土地を原状に回復するよう努めるものとする。」という規定をいたしました。</p> <p>第16条</p> <p>対象事業の廃止に係る管理責任は事業者を想定しているため、管理者を含めておりません。</p> <p>ご意見検討したいと思います。</p>

②廃棄・撤去積み立て準備金制度

事業者は、本業以外で太陽光発電事業に着手すると考えられることから、事業の倒産及び発災による事業場倒壊を踏まえ、準備金制度を導入することはいかがでしょうか。

過去にも、被災時にパネル廃棄が出来ずに自治体が負担した事例があったかと思います。

よって、新規事業者に対して売り上げから準備金を徴収することをご提案いたします。

古枝地区にもすでに設置・稼働している施設もあり、更に今後も導入計画があると聞く、古枝地区として現在稼働中の施設及び今後設置される施設については、古枝地区区長会の総意として施設設置事業者から誓約書を貰うことで決定。現在稼働中の施設については、区の状況に合せ誓約書を貰っている。尚、誓約書の内容については、区と施設設置事業者で協議して決定している。しかし、昨今、県外(団体・個人)者の投資目的での参入により、専門的な知識が不足したまま事業を開始する者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない事例が増加傾向にあり、誓約書は必要であるが、施設の関係法令の順守や責任の所在など、理解のできない施設設置事業者も推測できる事から、厳しい条例策定をお願いしたい。

①第8 適用対象事業

(1) 面積1000㎡となっているが、発電出力kwでの基準は必要ないでしょうか？

※新技術が開発されている様です

②すでに設置・稼働している施設の地区の状況を聞き、条例に反映して頂きたい、特に排水問題をよく聞きます

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により、解体等積立金の積立てが定められていますので、そちらが適用されます。

関係法令が順守できない事業者に関しては、立入検査、指導・助言、勧告、命令、公表、国・県への報告、と段階を追って指導するようしております。

正当な理由なく命令に従わないときは、事業者の氏名及び住所並びに命令の内容を公表することを規定し、「抑止力」といたします。

さらに、「抑止力」を強めるため、公表を行ったときはその事実を国及び県に報告します。報告した事例については、経済産業省のホームページに掲載されるとともに、本条例違反により法の認定取消も有り得ます。

本条例は、自然環境等の保全と災害の防止が目的であるため、大規模開発を目安として面積で規定をいたしました。

地区の代表の方を交えた研究会を3回行い、その意見を条例に反映しており、状況に応じた協定の締結を第11条に規定しています。